

第4号 ハンディキャブ通信



ハンディキャブ運転ボランティアを募集しています！

ハンディキャブ貸出事業において、運転者を確保することが難しい方に対して、運転ボランティアをご紹介します。本会では、運転ボランティアとして活動してくださる方を募集しております。

活動内容

自動車の運転とリフト操作（利用者の介助は付き添いの方が行います）

運行範囲

利用者の希望する場所（主に区内近隣の病院など）

活動時間

利用者の希望する日時
(年未年始、車両整備日などを除く午前9時～午後5時)

対象

21歳以上70歳未満の普通自動車免許（AT可）をお持ちの方



- ◎ ボランティア登録とリフト操作などの説明（1時間程度）を行います。
- ◎ 自動車保険やJAFに加入しています。
- ◎ 1回の活動につき、活動経費として500円を支給します。

お知り合いの方に運転がお好きな方がいらっしゃいましたら、ぜひ、ご案内ください！

お問い合わせは、**在宅福祉サービス部推進課**へ、お願いいたします。

また、ハンディキャブを必要とされている方がいらっしゃいましたら、ハンディキャブ貸出事業も、あわせてご紹介ください。

ご連絡をいただきましたら、事業につきまして、本会よりご案内させていただきます。

ご利用される皆様へ



●利用後、1号車の車いす固定装置のふたを、右図のように必ず閉めていただくようお願いいたします。

1号車ご利用後、車いす固定装置のふたが開いたままになっていることが度々あります。開いたままの状態、車いす等がぶつかると、固定装置の破損につながる恐れがあります。

●車が損傷した場合などは、速やかに在宅福祉サービス部推進課までご連絡のうえ、状況報告をしてください。

また、運転前と運転後の車輛の点検をお願いいたします。

車の損傷を発見した場合は、運行日誌にご記入ください。



●運転前のアルコール検査をお願いいたします。



ハンディキャブは、多くの方がご利用されています。皆様が気持ちよく利用できるよう、ルールを守って、大切にご利用ください。

●燃料費は、お釣りのないようにご準備ください。

ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。



重要

令和5年度利用登録者の皆様へ、令和6年度利用登録書をお送りしております。

引き続き、利用をご希望される場合には、**3/26(火)**までに、ご返送をお願いいたします。

【編集・発行】(令和6年3月発行)

中央区社会福祉協議会 在宅福祉サービス部 推進課

〒104-0032 中央区八丁堀 4-1-5

TEL : 03-3206-0603 / FAX : 03-3523-6386

Mail : zaitaku@shakyo-chuo-city.jp

